

妊産婦支援給付金事業のご案内

薩摩川内市では、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実させるとともに、経済的支援を一体的に実施します。

伴走型相談支援

○妊娠期や子育て期の家庭に寄り添い、面談等を通じて、相談に応じます。

【面談実施のタイミング】

- ①妊娠届出時 ②妊娠7～8か月頃 ③生後2～3か月頃



経済的支援（妊産婦支援給付金）

○妊婦の産前産後における身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るための給付金を支給します。

	妊婦支援給付金	産婦支援給付金
支給対象者	妊娠届出をした妊婦の方	出産された方
支給額	妊婦1人当たり5万円	子ども一人当たり5万円 ※多胎児（双子）の場合は10万円 ※流産等も対象
申請手続き	申請者は妊婦の方です。 保健師等が面談を行い、申請書をお渡しします。	申請者は産婦の方です。 保健師等が面談を行い、申請書をお渡しします。
申請時期	妊娠期間中	生後4か月に達する日まで
必要書類	①申請書 ②申請者が本人であることを確認できる書類の写し（マイナンバーカードなど） ③妊産婦本人の振込口座が確認できる書類の写し（通帳またはキャッシュカードなど） ④アンケート（産後のみ）	

※妊産婦支援給付金は、妊娠届出をした後、流産等で出産に至らなかった場合も対象になります。



★申請・お問い合わせ先

薩摩川内市 市民健康課（川内保健センター）健康増進第2グループ
電話（0996）22-8811

出産後の保健師等による面談と産婦支援給付金申請の流れ

- ☆ 給付金は原則として、保健師等による面談(新生児訪問、または来所相談)後に申請し、支給となります。

①面談希望の 選択

下記の QR コードから必要事項を入力してください。
電話でのお申込みも可能ですので、お問い合わせください。



* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

②日程調整

保健センターの保健師、または新生児訪問の保健師・助産師から連絡があります。新生児訪問、または来所相談の日程を調整して下さい。

③新生児訪問 または 来所相談面接

ご自身のこと、ご家族のこと、子育てに関することなど、何でもご相談下さい。

④給付金の 申請

★新生児訪問を選択された方

訪問終了後、産婦支援給付金の申請書等が自宅へ郵送されます。
書類に必要事項をご記入の上、添付書類と共に同封の返信用封筒で郵送、
または川内保健センターへご提出ください。

* 申請書等の郵送と新生児訪問の時期が前後することもあります。



★来所相談等を選択された方

来所相談面接時に産婦支援給付金の申請書等をお渡します。
書類に必要事項をご記入の上、添付書類と共に郵送、または川内保健センター
へご提出ください。

⑤給付金の 支払

給付金は申請者(産婦)の口座に振込となります。2~3 か月程度期間を要しますので、ご了承下さい。

- ☆ 面談の後も相談したいこと、気になること等ありましたら、川内保健センターまたは甕島振興局までご連絡ください。